第9回 甲賀市景観審議会 会議録

- 1 開催日時 平成27年9月16日 (水) 14:00~15:50
- 2 開催場所 甲賀市碧水ホール 会議室
- 3 出席者
 - ·委 員 計8名 (欠席 1名)
 - ・事務局 建設部次長、建設部管理監 都市計画課 課長補佐、係長1名、主査1名、主事1名
- 4 議題等
 - (1) 屋外広告物条例ガイドライン (案) について
 - ・屋外広告物規制の概要について
 - ・屋外広告物条例について
 - (2) 推奨基準適用地区の基本方針(案) について
 - (3) 公共的団体の指定(案) について

【会議内容】

- 1、開会
- 2、市民憲章の唱和
- 3、挨拶 《建設部次長 挨拶》 《会長 挨拶》
 - ・人事異動に伴う事務局の自己紹介
- 4、協議事項
 - (1) 屋外広告物条例ガイドライン (案) について ……資料1
 - ① 屋外広告物規制概要について ……資料1-1
 - ② 屋外広告物条例について ……資料1-2

≪事務局から説明≫

(会長): 内容について委員の皆様からご質問やご意見を頂戴したいと思います。

(日委員) : ビルに直接書かれたものや壁に取り付けられた幕状のものについては、どのよう

に考えるのですか。 2ページの表現が抽象的で良く分かりません。 PDCAの管理

サイクルをまわしていけないと思います。

(事務局) : 壁に直接書かれたものも壁面広告物となりますし、広告幕も、どちらも屋外広告

物の対象となります。

(会長): 扱いは看板と同じとなります。

(H委員): 12月1日の施行に向け設置する業者等にも伝えていかないといけないと思いま

す。許可期間を3年にするか5年にするかなども検討課題にしておくべきなのではないかと思います。屋外広告物について、どのように目を光らせておくのでしょう

か。

(事務局) : 現行の規制でも対象となっており、県条例に基づき運用しています。申請が出て

いない場合は、違反広告物となりますので罰則等の対象となってきますが、まずは

申請するように指導をしていきたいと考えています。

(H委員) : 広告物の設置業者も多くあると思いますので、円滑に運用できるシステムづくりを工夫して欲しいと思います。

大きな看板が設置できる枠(掲出物件)も見られます。こうしたものについても 許可の基準を持っているのでしょうか。幅広く捉えて取り組んでもらいたいと思い ます。

(事務局) : ガイドラインは、市民に対して単に屋外広告物条例の規制をするということを伝えるだけでなく、周知により屋外広告物・景観への関心を持ってもらうことも目的としています。今までは県条例に基づいて屋外広告物行政に取り組んできましたが、今後は市条例を元に取り組むことになります。このガイドラインを活用しながら周知していくとともに、申請がされていない広告物等について設置者等に指導を行っていきます。ご意見は、市民の方のご理解を求めていく必要性についてと理解し、市条例施行後も周知等に努め、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(会長): 今までは県条例しかなかったが、今回、甲賀市なりの事情・特性を踏まえて市の 屋外広告物条例を策定しようとしています。条例を策定するだけでは、一般の方に はわかりにくいため、ガイドラインを作成し理解してもらおうと取り組んでいま す。ガイドラインの内容について、一般の方にわかりにくいと思われる点などあり ましたら、ご指摘ください。

(日委員): 10 m以下のものなど、数字で書いてありますが、一般的には分かりにくいと思われます。 畳何畳分などという方が分かりやすいと思います。

(会長): 10㎡程度ですと、畳6畳くらいです。

(日委員) : 両方で説明した方が良いと思います。業者にはわかるかもしれないが、市民には 分かりにくいと思います。

(会長): 看板など、広告物を出すのは基本的に業者となりますが、一般の人も広告物について知ってもらうことは大切なことです。広告物について、注意を向けてもらい、違反広告物や危険な広告物のチェックにもつながります。極力わかりやすくなるよう、配慮されていると思います。

(G委員): 5ページの地域区分表について、第1種禁止地域は「重要文化財の周囲」とありますが、実際は文化財のうち「建造物」の周囲のみが対象となっています。「(建造物)」と記載を追加していただいた方が良いと思います。

(D委員) : 重要文化財の建造物は、これだけなのですか。

(事務局) : 国指定の重要文化財の建造物は、地図上にプロットされているもののみです。

(D委員) : 条例第5条にリンクしているのではないのですか?第5条には、県・市の文化財 についても記載があります。

(事務局) : 第5条第1項の対象は国宝と紫香楽宮です。第4項、第5項については、現在、 県条例でも指定していないため、市で先行して指定することは見送りさせていただ いている状況です。

(H委員): 県条例と市条例がだぶることはないのですか。

(事務局) : 市条例が施行されると県条例の範囲から外れるので、だぶることはないです。

(H委員) : 駅から油日神社への案内など、円滑に行けるように観光面等での配慮はどのよう に考えているのですか。

(事務局) : 都市計画課では誘導看板等を設置することは考えていません。観光担当部署の方で必要に応じて設置する場合には、都市計画課へ通知していただき、景観への配慮を求めていきます。

(D委員) : 重要文化財について、対象が7つ程度であれば、表に記載しておいても良いと思います。

(会長): 7つあるが、うち3棟は油日神社です。

(H委員) : 観光と連携して対応して欲しいと思います。

(会長): 市、観光、商工会などが設置する公共的な意味合いを持つ屋外広告物についても、 掲示をされる時に都市計画側からの働きかけがスムーズにいくようにして欲しい と思います。公共だからとおまかせでできてしまうことがないようにして欲しい。 観光目線で作成すると目立つものを作成しがちになりがちです。派手なものを設置 するよりも、景観に配慮されたデザインの良いものが設置される方が、長く市民に 親しまれるものになると思いますので、できるだけ配慮した形を指導していって いただきたいです。

(C委員) : ガイドライン (P.1) に記載された「条例の目的」には、前段には「景観」について記述されており、最後に「安全」に関する記述がありますが、ガイドライン内に安全に関する内容があまりありません。管理者の設置や許可期間の設定を「安全」に結びつけて捉えることもできないわけではないですが、ガイドライン内に直接「安全」に結びつくものが見受けられません。

「管理者」については、条例やガイドラインにも記載をされていて管理者を設け維持管理等をしていくこととなりますが、条例施行以前に設置されたものや管理者がいないような放置看板については条例の対象外となるのでしょうか。

(会長) : 一点目のご指摘は、条例第5条関係になるかと思います。

(C委員): 目的の結びに書いてあるわりに、安全に配慮し設置するなどの文言がガイドラインには記載されていません。

(事務局) : ガイドラインは、主に屋外広告物を設置しようとするタイミングでの利用を想定 しているため、既設の広告物に対する記載が薄くなっています。

(C委員): ガイドラインの目的が「景観に対しての配慮」のみであれば、目的の「安全」についての部分を抜いても良いと思います。

(事務局) : 安全面については、ガイドライン3ページに禁止広告物として退色したものや破損及び老朽化したものは掲出を禁止していること及び最終ページの管理者等について記載しているのみとなっております。

(C委員): 目的の結びに書いてあるものであり、大事なことだとも思いますのでもう少し記載がある方がよりと思います。

(事務局) : ご意見をいただきました安全についての記載を検討し、加味していきたいと思います。

現在も継続申請時には「安全点検申請書」を出していただいています。

(C委員) : 看板業者などの専門家は大丈夫だと思いますが、一般の人が手づくりで作成、設置するような場合には、記載がないと心配です。

(会長) : 第4章で違反広告物の処分等については記載している。危険なものについてなど、 記載しても良いと思います。

(事務局) : もう一点の放置された広告物については、毎年9月上旬に屋外広告物のクリーンキャンペーンを、地域を決めて実施、簡易除却させていただいています。強固な放置広告物については、現在のところ撤去できていませんが、条例第25条から市で除却等できる旨記載しています。原則としては広告主に除却依頼することになります。広告主がわかる場合は指導をしていき、どうしても広告主が分からない場合は、行政による撤去になると思います。屋外広告物の事故等もありますので、安全面に

は注意していく必要があると思います。

(会長) : 条例に関わる貴重なご意見、ありがとうございます。

既存の悪い看板が放置されていることが、新しい看板を作成する上での言い訳になってしまう可能性もあるので、極力景観を守る視点からも対処をお願いします。

他に何かございますか。

(A委員) : 市民にも周知が必要かと思いますが、主に設計者や設置業者等への講習会や説明会等を計画されていますか。

また、市独自の認定などはあるのですか。第3章での手続きフロー上に滋賀県の 登録業者とありますが何ですか?

(事務局) : 屋外広告物業の登録については、ガイドラインP22の4に記載しています。滋賀県内で屋外広告物業を行う場合には、滋賀県に登録が必要となります。県で対応しているので、市としての登録は求めていません。登録業者は滋賀県のHPに一覧が掲載されています。

(A委員) : 建築士等の登録と同じように登録をされているということですか。

(事務局) : はい。そうです。もう一点は講習会の計画ですか?

(A委員): 市条例の説明会、講習会の開催について計画されていますか。

(事務局) : ガイドライン作成後、屋外広告物業者や商工会等を対象に説明する予定です。建築士・建築関係の事業所等に対しても関連する協会等と相談して検討していきます。

(A委員) : 仕事柄、申請をする機会も多いので、これまでの申請では、甲賀市ではありませんが指導がゆるい印象があります。建てる側からも厳しさが無いように感じられました。

(事務局) : これまでも規制の内容等について、調査に来られた方には説明を行っています。

(会長): 罰則が設けられていることもあり、今後は厳しめになっていくと考えられます。 特に建築物を建築する際に同時に届出を行うことが多いと思います。建築確認申請 時にガイドラインを渡し、周知をしてください。難しいとは思うが説明会などの開催も、必要に応じて検討してもらいたいと思います。

他によろしいでしょうか。

(G委員): 身近なノボリ旗やイベント用の立て看板、「とびだしぼうや」などは規制の対象となるのですか。市民活動に取り組む中でも目に付く広告物となっています。

(事務局): すべて屋外広告物に該当します。

資料3になりますが、公共的団体の設置する広告物になると思います。設置の際に許可の申請はいりませんが、届出を求めています。自治会などについても周知を図り、届出を出してもらう必要があると考えています。

「とびだしぼうや」に関しては、他市にもありますが、現状では交通安全のためのものということで、届出を求めていない状況です。

(G 委員) : 会場外に設置するイベントに関するノボリについても届出が必要なのですか。

(事務局) : 2週間以内の場合は必要ない場合もありますのでご相談ください。2週間以上掲出する場合は、届出・許可等が必要です。

また、道路上・電柱への掲出は禁止されています。

(G委員): のぼり旗等は事業で設置することが多いので、周知していかないといけないと思います。

(会長): 一般の方は、規制があることがわかっていないので、その辺について一番周知していかないといけないと思います。ガソリンスタンドや沿道の商店など、違反だと

気が付かずに掲出している例は多いと思います。大変だと思いますが、指摘し周知が必要だと思います。イベント開催時などに主催者へ気を付けてもらうように、継続的にはたらきかけをする必要があります。また、電柱等に取り付けるのも違反となることなども周知が必要です。

条例ができたのでそれをきちんと守っていくという姿勢が大事だと思います。

(日委員) : 禁止地域等の区分について、たとえば大池寺への案内図等を設置したい場合、自動車道路への設置はできないということでしょうか。

(事務局) : 禁止地域であっても、案内図板については基準に適合していれば設置できます。 ガイドラインの10ページに基準を記載していますが、禁止地域でも、自家用の広 告物と案内図板等も設置できます。

(H委員): 2~3年後に建て替え等ができるのかどうか。場所の移動等ができるのかどうか。

(事務局) : 道路内には個人の広告物の設置は認められていませんが、禁止地域であっても沿道の土地に案内用の広告物を設置することはできます。案内の道路標識は道路管理者が、観光案内看板は施設管理者や観光協会等など、それぞれの所管が対応しています。今後も必要に応じて設置していくと考えられます。

(会長): よろしいでしょうか。それでは、だいたい意見等も出たかと思います。その他にお気づきの点がありましたら事務局までお願いします。 それでは、次に移りたいと思います。

(2) 推奨基準適用地区の基本方針(案) について

≪事務局より説明≫

(会長) : 規制をかけるのではなく、推奨していくことで景観等の配慮をしていこうとする ものですが、何かご意見等はございますか。

(D委員) : 水口地域の旧東海道沿線について、旧東海道の三筋とも推奨地区として指定されるのですか。

(事務局) : 三筋とも対象としています。

(会長): 他に何かございますか。以前から景観に配慮した地域でもありモデル地区として 指定をしていこうというものです。

(F委員): 「推奨基準適用地区」というが、言葉がわかりにくいと思います。「モデル地区」 などの方がわかりやすいと思います。

(会長): 条文ではやむをえないかもしれないが、ガイドラインではわかりやすくなるよう 併記してはどうですか。

(事務局) : ガイドラインの中でわかりやすくなるよう検討させていただきます。

(3) 公共的団体の指定(案) について

≪事務局より説明≫

(会長): 指定内容についてどうでしょうか。甲賀市の公益団体が入っていないようですが、よいのですか。

(H委員) : 滋賀県の指定になるので市へ連絡するだけでよいのか。

(事務局) : 通常は許可の申請と手数料が必要となるところ、公共的団体として指定されることにより、届出のみで設置できるようになります。

現在は、自治会等は公共的団体と指定されていないため、許可申請を提出していただき設置されていますが、自治振興会等の事業で看板等の設置などが増えてきているため今回追加指定をするものです。

(H委員): この指定には有効期間はあるのですか。

(事務局) : 公共的団体の指定については、特に期限はありません。指定の取消しがないかぎ

り継続されます。

(会長): これからは自治会が設置する看板については、手数料がかからないということで

す。

(B委員) : 公共的団体の指定については、どういう視点で団体を決めておられますか。

(事務局) : 原則として現在の県の指定を元に、非営利の団体を追加しています。自治会・自

治振興会での看板の設置が多くなってきています。日赤については、何故県で指定 されていないのかわからないのですが、非営利な活動が多いことから案としてあげ ています。福祉事業についても、非営利活動が多いことから、候補としています。

観光協会や商工会の団体については営利部分と非営利部分の区別が難しい部分も あり含めていませんが、滋賀県内の他市の指定状況を鑑みて検討しています。

(B委員) : 公共的団体の看板は、許可ではなく届出制となり、許可基準が適用されなること

から、安易に公共的団体が増えると、基準外のものが増え広告物への配慮がなくなる可能性があります。安易に設置された広告物が増えることがないよう公共的団体

の指定には、十分考慮してください。

地方公共団体や自治会などの公共的団体になると、届出等をすればよくなるため、 大きなものを出しがちです。ガイドライン等で基準に準じて設置してほしい旨を、 十分周知していただき景観等へ配慮をしてもらいたいです。

(F委員): 「とびだしぼうや」を設置するのは、PTAなど、学校に関連する団体が多いと

思いますが、公共的団体となりますか。

(事務局): PTAは「住民が組織する団体」の一つとして考えています。

(C委員): 甲賀市内にも非営利のNPOがたくさんあると思います。町内会は届出のみで看

板を設置できて、NPOはだめなのか、というような話にならないですか。

(会長) : 営利・非営利で線引きをするのは難しい。NPOでも営利事業を行う場合もあり

ます。社会福祉法人であっても営利事業を行っている場合もあります。どこで判断するのか、甲賀市なりの公共団体指定の基準を明文化しておいた方が良いと思います。その前にこんな団体もあるといったご意見を聞いておくのもよいと思います。市に対し貢献度が高い団体がある程度考えてもらっても良いのかと思います。市の条例なので、市独自でもっとあっても良いと思います。基準をゆるくしろという訳

ではありません。

(D委員): 大津や彦根、守山の商工会議所の広告物などは甲賀市にあるのですか。県条例を

スライドさせただけなら、見直したほうが良いと思います。

(会長): 商工会議所は甲賀市内にはないのですね。商工会がそれに代わるものなどを含め

るなど、検討していただきたいと思います。

(B 委員) : 許可が不要となる公共的団体はできるだけつくらない方が良いと思います。適正

に設置され、撤去されていれば良いのですが、設置されたノボリが朽ちたまま放っ

てあるところも多いです。

行政にもいえることですが、公共的団体が設置する広告物も、目的によって派手なもの、目立つものができがちです。公共的団体の対象を絞った方が良いと思いま

す。

(会長) : たしかに簡単に設置できると、「屋外広告物を設置している」という意識が低くな

りがちです。管理面が問題になってきます。県の指定を受けている団体等について

は良いですが、再度検討していただきたいと思います。悪質な場合は指定を外すこ

ともうたっても良いと思います。公共的団体の指定を受けると第4条(禁止物件への表示・掲出)も該当しなくなるようですが、これでよいのですか。

(B委員): いたるところノボリだらけになる可能性もあります。

(日委員) : のぼり旗はいつまでも立っているようにならないよう、管理は行政が行う必要が

あると思います。

(会長) : 第8条第5項について、すべてが適用除外になるのは問題があるのではないでし

ようか。

(C委員): 市民活動を活発にするためには良いですが、そこまでは、と思います。

(会長) : 適用除外の対象となるのは、6条だけでよいのではないかと思います。県はどう

なっているのですか。

(事務局): 県条例も同様となっています。

(会長) : 無茶なことはしないということが前提となっているのかもしれません。県の定め

ている団体についても偏りがあるように感じます。県の意向の確認と合わせて検討

して欲しいと思います。

(事務局) : 禁止物件については、施設管理者の占用許可を取る必要があります。そこで規制

がかかることを想定しているのかもしれません。県にも確認します。

(会長) : 解釈についてご確認いただきますようよろしくお願いします。

そのほかご意見はありますか?もう一度検討いただくということでお願いしま

す。

無いようでしたら、本日の議事については終了したいと思います。 12月から施

行ということですので周知等について委員の皆様にもご協力をお願いします。では、

事務局にお返します。

(事務局) : 会長及び委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。一方的な目線で判

断している箇所もあるかと思いますので、見直したいと思います。ありがとうござ

いました。

5、閉会の挨拶 《会長代理 挨拶》

6、閉会